

米原市伊吹山植生復元プロジェクトロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米原市伊吹山植生復元プロジェクトロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの使用)

第2条 ロゴマークの使用は、伊吹山植生復元プロジェクトロゴデザイン仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

(使用基準)

第3条 ロゴマークは、何人も使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 市の信用および品位を害し、または害するおそれのあるとき。
- (2) 自己のシンボルマークおよび商標または意匠とする等、独占的に使用し、または使用しておそれのあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、もしくは公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がその使用について不適當であると認めるとき。

(使用手続等)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ伊吹山植生復元プロジェクトロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容について審査し、適当と認めるときは、ロゴマークの使用を承認するものとする。この場合において、市長は、伊吹山植生復元プロジェクトロゴマーク使用承認書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の承認に際し必要な条件を付することができる。

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、承認を受けた日から起算して3年を限度とする。ただし、あらかじめ3年を超える使用が見込まれる場合は、使用開始日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項の使用期間の満了後において、引き続きロゴマークを使用しようとするときは、新た

に前条第2項の市長の承認を受けなければならない。

(使用の変更承認等)

第6条 ロゴマークを使用する者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ伊吹山植生復元プロジェクトロゴマーク使用変更承認申請書(様式第3号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、伊吹山植生復元プロジェクトロゴマーク使用変更承認書(様式第2号)により使用を承認するものとする。

(使用承認の取消し)

第7条 市長は、ロゴマークの使用が承認した内容に違反していると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、当該承認に係る物品の使用停止および回収・撤去等を命じることができる。

3 市長は、承認の取消しに伴って生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(庶務)

第8条 ロゴマークの取扱いに関する庶務は、まち整備部まち保全課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、令和6年2月1日から施行する。